

提出書類及び施設基準について（解体業者向け詳細版）

* この詳細版は、提出書類及び施設の一般的な注意事項についてまとめたものです。提出書類及び施設基準については、事業者毎異なる部分がありますので、細部については担当する健康福祉センター又は政令市の申請・相談窓口へご相談ください。

1 提出書類について

- (1) 申請書に添付すべき書類は、別紙 3「許可申請書添付書類チェックリスト」を利用すると良い。
- (2) 第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。
- (3) 引取業やフロン類回収業の登録申請と解体業の許可申請とを同時に行う場合など、複数の申請を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できる。（別添 3『添付書類省略理由書』）

2 申請書に添付すべき書類の内容と留意事項

(1) 誓約書（書式あり）

法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌに該当しない者であることを誓約する書面

(2) 解体業を行おうとする事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする書類

- ① 解体作業場；平面図、立面図（例；解体作業場の材質・厚さなど構造の分かるもの、建築物の構造図面 等）
- ② 使用済自動車・解体済自動車保管場所；囲い及び保管方法の分かる図面
- ③ 油水分離槽又はためます；Ⅰ容積及び構造の分かる図面 Ⅱ設計計算書（処理能力を算出した根拠を示すもの）
- ④ 申請者が法人の場合には、本社及び事業所の付近の見取り図、申請者が個人の場合には、自宅及び事業所の付近の見取り図
- ⑤ 公図の写し（Ⅰ、Ⅱ各 1 部）；Ⅰ配置図を図示したもの Ⅱ事業の用に供する施設に係る土地及びその隣接地の地番、地目、所有者を明記したもの
それぞれの公図の写しには、作製（謄写）者氏名及び作製（謄写）年月日を記入する。
- ⑥ 廃棄物保管場所；Ⅰ施設の写真全景（保管場所の掲示板を含む） Ⅱ保管量の上限を示す図面及び計算書 Ⅲ保管高の上限を示す図面及び計算書

* ⑥については、標準作業書内で示してあれば、添付の必要はない。

(3) 施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

施設に係る土地の登記事項証明書；施設に係る土地の所有者と申請者とが異なる場合は、賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付する。

(4) 事業計画書・収支見積書（様式第1号）

- ① 業の継続が困難でないかを判断するため、通常は、その1を提出する。
- ② 使用済自動車等（廃棄物を含む）を不適正に大量保管している場合は、その2（詳細版）や撤去計画を提出する。

* 使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合等は、事業計画書とあわせて事業を継続できないものと認められ、不許可となります。（省令第57条第2号ロ）

(5) 申請者が個人の場合、住民票の写し及び登記されていないことの証明書

- ① 受付日前3ヶ月以内に交付されたものであること。
- ② 本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。

(6) 申請者が法人の場合、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- ① 定款又は寄附行為については、原本と相違ない旨を記載する。
- ② 登記事項証明書は、受付日前3ヶ月以内に交付されたものであること。
- ③ 変更時には、変更内容が記載された登記事項証明書を添付すること。

(7) 申請者が法人の場合、役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(5)に同じ

(8) 申請者が法人の場合、出資者等に係る以下の書類

- ① 出資者等の株式の数又は出資の金額の記載のある書類
- ② 出資者等が個人の場合は、住民票の写し及び登記されていないことの証明書
- ③ 出資者等が法人の場合は、登記事項証明書

(9) 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(5)に同じ

(10) 申請者が法定代理人の場合

- ① 法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(5)に同じ

- ② 法定代理人が法人の場合は、その法定代理人の定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員
の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(5), (6)に同じ

(11) 標準作業書（ガイドラインを参考とする）

記載項目；①フローチャート（搬入・処理・搬出の流れ）

- ②使用済自動車等の保管方法
- ③廃油・廃液の回収・保管方法

- ④解体方法
- ⑤油水分離槽、ためます等の管理方法
- ⑥解体に伴って生じる廃棄物の処理方法
- ⑦使用済自動車等の運搬方法
- ⑧施設全体の保守点検
- ⑨火災予防上の措置

(12) 許可証の写し

(13) 申請する業以外における本県の自動車リサイクル法に関する登録通知書及び破碎業の許可証の写し

(14) 廃棄物処理法の許可証等の写し（本県で許可ある場合）

(15) 本籍等の記載一覧（別添2）

- ① 個人の場合、申請者について記入する。
- ② 氏名（ふりがなを含む）、生年月日、性別、本籍、住所及び役職名・呼称を記載し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書と間違いがないことを確認すること。

3 施設基準について

(1) 使用済自動車（解体自動車）・解体済自動車を保管するための施設

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

・使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車等を保管する場所を解体作業場とは別に設ける必要はない。
- ・外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものは不適で、出入り口に施錠等が可能なものとする。現在、変形又は破損が見られ、人の侵入が容易になっているものについては基準に適合しない。
- ・囲いの高さについては、人間の身長を考慮し、また、規格品のあるものとして、1.8m～2.0mとする。
- ・囲いの材質については、人が容易に出入りできないものとして、ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタンなどが考えられる。また、木杭に有刺鉄線を張って囲いとする場合は、容易に人がくぐり抜けられない程度に有刺鉄線を張る。
- ・囲いの構造については、風圧力、地震力等のほか、荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであることが必要となるため、使用済自動車が直接囲いにかかる保管をする場合は、構造耐力性が低いもの（金網フェンスやトタンフェンス等）は認められない。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りに囲いを設ける必要はなく、ロープ等を地面に固定する、床面にペイントをする等区域を明確にすればよい。事業所全体が要件を満たす囲いで囲われていない場合には、使用済自動車等の保管場所に要件を満たす別の囲いが必要である。
- ・保管場所が切り立った崖に面している場合など、容易に他人が侵入できない立地である場合は、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はない。

○ 使用済自動車・解体済自動車の保管基準（廃棄物処理法施行規則第1条の六第3号）

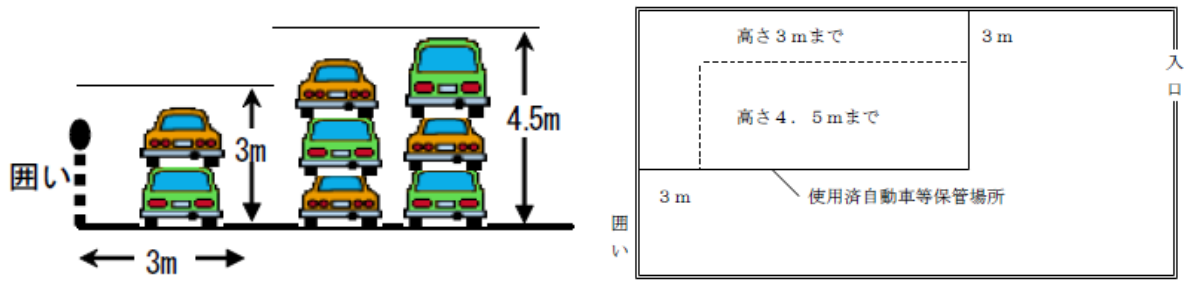
①保管の高さ

- イ 囲いから保管場所の側に3m以内の部分：高さ3mまで
- ロ 囲いから保管場所の側に3mを超える部分：高さ4.5mまで
- ハ 格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）ラック等に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

②保管の上限

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量。ただし、遅延報告が生じる恐れ

がある量の保管は認めない。



③ 掲示板； 掲示板は、次のとおり設置する必要がある。

- ・ 事業場外部から見やすい箇所に設置する。
- ・ 大きさは、縦・横それぞれ60cm以上とする。
- ・ 掲示板の記載事項は、ア保管の場所である旨、イ廃棄物の種類は使用済自動車である旨、ウ保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、エ保管の高さ並びに保管台数の上限 とする。

[掲示板の記載例]

名称及び廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車の保管場所
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	□□自動車解体（株）△△工場 ○○課○○ ○○ 電話○○○-○○○-○○○
積み上げ高さ	最大○○m
保管量の上限	最大○○台

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

・ 老朽化車や事故車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行為ることが標準作業書で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項等】

- ・ 廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場に搬入する場合、その旨を標準作業書に明記する必要がある。
- ・ あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直す必要が生じる。
- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。なお、アスファルト舗装単独では、油の浸透が生じるので基準を満たさない。
- ・ 床面は、舗装の厚さが15cm以上で、適切な配筋を有する必要がある。さらに、液状物が自然に排水溝に集まるよう適切な傾斜を設けること。また、保管場所において重機を使用する場合、その荷重に耐えるものであること。
- ・ 鉄筋コンクリート舗装の厚さが15cmに満たない場合にあつては、保守点検を確実にを行い、ひび割れ等が発見された場合には直ちに補修する、鉄板を敷いて作業する等の対応を標準作業書に記載する。
- ・ 油水分離槽及び排水溝の設置すること。ただし、廃油・廃液の漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する措置が標準作業書に記載されていれば、不要である。

(2) 燃料採取場所（解体作業所以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）

ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・ 解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・ 燃料の抜き取りにあつては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 床面については、（(1)．ロ）の運用例による。
- ・ 万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。
- ・ 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業

場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能である。

油水分離槽の容量については、『油水分離装置の許可基準の運用について（平成26年3月28日改正 静岡県）』の基準に順ずる。

・燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、貯蔵・取扱い上の基準が定められている。（なお、消防法に係る内容は、燃料採取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通する）

(3) 解体作業場

二 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

【趣旨】

・解体工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取る必要がある。

・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

【留意事項】

・床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

・必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なるため、数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないよう、構造耐力上安全なものとする必要がある。

・油水分離装置に雨水排水が流入する場合には、油水分離槽は、『油水分離装置の許可基準の運用について（平成26年3月28日改正 静岡県）』により、地域の降水量と解体作業場の面積等により

処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。

・油水分離装置の機能を十分に発揮させるために、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。

・解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。

・屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限り、経済的な理由で屋根等の設置ができない場合を除くものとする。

○ 解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない構造

次の2つの条件をともに満足する場合

① 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁、又はこれらに準じる覆い等が設けられていること

材質	構造	鉄骨、鉄筋、木造
	壁	金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP (テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可。)
	屋根 覆い	鉄板、瓦、スレート葺等 (テント地等であっても5年以上の耐久性のあるものは可)
形状	・屋根又は覆いがあること ・屋根及び壁は容易に移動できない物であること。 ・壁は強固なものであって、解体作業場の床面及び屋根と完全に接し、かつ床面に固定されているものであること。	

② 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

(例)

・ガレージのように、屋根があり、三方が壁に囲まれ、残り一方にシャッターもしくは耐久性のあるカーテンが設けられ、解体作業場内に雨水等が浸入しない構造

・解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水側溝(開渠)が設けられ、解体作業場内に雨水等地表水が浸入しない構造

・解体作業場全体の床面が周囲の地面よりも高くなっており、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造

・解体作業場の周囲に、通常地表を流れる雨水等地表水が浸透・越流しない高さの堰堤(コンクリート製等)を設け、通常地表を流れる雨水等地表水が作業場へ浸入しない構造

○ その他留意事項

① 重機を用いて解体する場合、屋根、覆い、その他床面に雨水等がかからないようにするための設備が必要である。解体は重機の先端部分で行うものであるが、少なくともその作業場所については、屋根・壁等があり、かつ、床面をコンクリート舗装していることが必要である。ま

た、当該作業場所や、重機が動く範囲は、鉄筋コンクリート床面を厚くする、鉄板を敷く（この場合、重機が滑るのを防ぐため滑り止め加工を施す）などして補強し、ひび割れが起きないようにすることが必要である。

- ② 「もぎ取り解体」（客が欲しい部品を自分で解体して取り外す形態）を行う場合は、許可を受けた解体業者の監督、責任のもとに標準作業書の手順に沿って行う必要がある。

(4) 部品保管場所（廃油・廃液が漏出するおそれのある部品）

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

・ 廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであればよい。
- ・ 保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置により廃油・廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。
- ・ 分離した部品の保管の段階まで廃油・廃液が抜き取られていなかったり、多量に付着していることは適切な処理とは言い難い。
- ・ トラックのシャーシを溶接したり、建設工事足場用鋼管を使った自家製ラックも見受けられるが、これらの強度や、搬送機器（ホイスト、フォークリフト、リフターなど）の能力を勘案して、ラックの高さ、保管量を定める必要がある。
- ・ バッテリーは、屋根・覆い及び壁等によって風雨に晒されることのない構造の保管施設で保管することが必要である。（屋内、物置等の倉庫、密閉型ポリボックス、シート等での完全包装など）
- ・ コンテナを積み重ねたり、鋼製ラックの上部に鉄板やスレートなどの覆いを取り付けた保管施設は、構造によっては建築物とみなされる可能性があるため、建築又は開発担当部局との調整が必要である。
- ・ 取り外した部品が他人に有償で売却できず、廃棄物となった場合には、廃棄物処理法に従って保管及び処理を行う必要がある。

・屋外でタイヤ等を保管する場合にあつては、必要に応じ、シートで覆いをしてタイヤ内に水が溜まらないようにする、定期的な薬剤散布を行う、水を捨てて積み直す等の措置が必要であり、その旨標準作業書に記載する。

○ 保管設備の構造

次表に掲げる区分に応じた対応が講じられている必要がある。

区分	屋根・覆いがある場合	屋根・覆いがない場合	備考
不透水性の床	[パターンA] ○保管場所が明示されていればよい。	[パターンC] ①トラックのコンテナや幌付き荷台の代用。 ②密閉型のふた付きボックスで保管する。 ③部品を遮水性シート等で覆う。	
透水性の床	[パターンB] ①保管場所の下に、鉄板、ゴムシート、オイルパン、容器などの受け皿を設置する。 ②分離部品の下にオイルマット、ウェスなど吸着材を敷く。 ※パターンDの施設でも可	[パターンD] ①使用済トラックのコンテナ、幌付き荷台に、鉄板、ゴムシート、オイルパンや容器などの受け皿を設置する。(コンテナ、荷台の床が遮水構造の場合には、不要) ②密閉型のふた付きボックスで保管する。	注) いずれも少量の廃油・廃液の流出しか想定しておらず、保管前の十分な除去作業が前提である。 注) 廃油・廃液の受け皿は、部品と直接接する場合、その荷重に十分耐えられる材質、構造のものでなければならぬ

4 行為義務について

- 事業所ごとに、解体業者である旨の標識を掲示する必要あり。
- 申請書記載事項が変更となる場合には、30日以内に所定の様式に關係の添付書類を添えて変更届出する必要あり。
- 引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。
- 使用済自動車を引き取ったときは、作業をせずにそのまま他の解体業者の引き渡しする場合を除き、エアバック類についての回収責任（取り外し回収もしくは車上作動処理）あり。
- 使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、再資源基準に従って適切な解体を実施する義務あり。
 - ・鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液、室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
 - ・有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること など
- 引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者へ引き渡す義務あり。
 - ・解体自動車全部利用者へ引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務あり
- 電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車等の引取り・引渡しとエアバック類の引渡しから3日以内に情報管理センターに引取・引渡実施報告を行う義務あり。
 - ・他業種工程におけるフロン類の引渡し等についても同じ
- 使用済自動車、解体自動車又は解体に伴って生じた廃棄物を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。